様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1 -①を用いること。

学校名	智泉福祉製菓専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数

一大物性級のの名数負責による技業作日」の数								
課程名	学科名	夜間・ 通信 の場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置困難			
専門課程	介護福祉士学科	夜 · 通信	180	160				
	製菓製パン学科	夜 · 通信	260	160				
		夜 ・ 通信						
		夜 ・ 通信						
(備考)								

0	「中ななな」まなっても	フェムロケンフ	よる授業科目」	の影士のハー	+ + >+
7) クタロ手に	10役美科HL	(/)一官を(/)///これ	セ カ た

https://www.gotogakuenac.jp/chisen/info

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校 法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いる こと。

学校名	智泉福祉製菓専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 理事(役員)名簿の公表方法

https://www.gotogakuen.ac.jp/info

2. 学外者である理事の一覧表

サバイ (の)の程事の 見れ							
常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割				
非常勤	無職(元高等学校教員)	2024年4月 1日から 2028年6月 の定時評議 員会終結時 まで	学校法人の運営に 関する助言				
非常勤	僧侶	2024年4月 1日から 2028年6月 の定時評議 員会終結時 まで	学校法人の運営に 関する助言				
(備考)							

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	智泉福祉製菓専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法 や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表し ていること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

○授業計画書の作成

- ・授業科目ごとに授業計画書(シラバス)を本校所定様式にて作成している。
- ・記載項目としては「科目名」「授業形態」「単位・時間」「開設学期」「担当教員」 「到達目標」「授業概要」「テキスト」「成績評価方法」を設定している。
- ・例年1月に授業を担当する教員に対して、授業計画書(シラバス)の作成を依頼 している。3月に、担当教員(教務)による授業計画書(シラバス)の記載内容 のチェックを行い、印刷製本をする。

入学時に各学科に冊子として整理して「新入生オリエンテーション」にて学生へ 配布し説明を行う。

○公表に係る取組の概要

・授業計画書(シラバス)作成後、教務担当がチェック及び修正を行い本校のホー ムページにて学科毎に公開を行う。

授業計画書の公表方法 https://www.gotogakuen.ac.jp/chisen/info

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、 学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定して いること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ○学習評価については、シラバスに記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科 目の学習成果の評価を行い、これに基づき単位の授与又は履修の認定を行っている。
- ○授業科目の学修成果の評価に係るものとしては、本校では「教務に関する規則第2 章考査及び評価」として定めている。
- ○概要については下記のとおりである。なお規定については、学生便覧に掲載をして おり、入学時に配布を行い「新入生オリエンテーション」にて説明を入学生に対し 行い周知を図る。
 - ・年2回(前学期・後学期)定期考査または技術考査を実施する。
 - ・追試験の評価は定期考査の評価に準ずる。
 - ・再試験を実施した場合の合格基準を60点以上とし、評定をCとする。
 - ・評価は100点法で行う。
 - ・評定は右記表による。

試験区分 評価点	定期考査
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	В
60 点以上 70 点未満	С
60 点未満	D

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとと もに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ○学修状況を現す客観的な指標として、GPAを採用している。
 - ・成績評価および評価基準について 各授業科目(実習含む)の成績は、定期考査・出席状況・課題レポートの提出 状況等により総合的に評価する。

評価は100点法で行い4段階($A\sim D$)評定と併せて、4段階($3\sim 0$)の数値を設定する。

・GPAの計算方法

各履修科目のGPAに科目の時間数をかけた値を全履修科目分を合算して、その値を全履修科目の時間数の合計で除した結果をGPAとする。

・GPAの算出方法は以下のとおりとする。

評定	評価区分 (評価点)	GP (Grade Point)
A	80 点~100 点	3
В	70 点~79 点	2
С	60 点~69 点	1
D (不可)	0 点~59 点	0

*GPは小数点第2位を四捨五入して小数点第1位で表示する。

3 × "A"の履修時間数 + 2× "B"の履修時間数 + 1× "C"の履修時間数

総履修時間数(D(不可)の履修時間数も含む)

・成績評価の適切な実施

学科ごとに GPA で成績評価を算出し、それを参考に成績の分布状況を把握する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法

https://www.gotogakuen.ac.jp/chisen/info

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校では以下のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生は卒業判定会議にて認定を受け、卒業が認定され専門士の称号が授与される。

【介護福祉士学科】

- ○本学科は学園建学の理念(建学の精神「広く産業経済界に有為な人材を育成し、個性豊かな子弟を送り出す」、教育方針「形から心を養う実学教育」、校是「礼儀・感謝・奉仕」)を基盤に本校での学びを通じて介護福祉士国家資格取得及び次にあげる能力等を習得することを目標とします。
- ①尊厳と自立を支えるケアを実践できる高い倫理観に基づいた豊かな人間性を養う。
- ②介護福祉士に必要な基本的かつ専門的な知識、技術を修得し複雑化、多様化、 高度化した介護ニーズに対応できる実践能力を養う。
- ③介護福祉士の役割を認識し、多職種協働によるチームケアの実践ができる能力 を養う。
- ④介護福祉への探究心を持ち、生涯にわたり主体的な学習を続ける能力を養う

【製菓製パン学科】

- ○本学科は学園建学の理念(建学の精神「広く産業経済界に有為な人材を育成し、個性豊かな子弟を送り出す」、教育方針「形から心を養う実学教育」、校是「礼儀・感謝・奉仕」)を基盤に本校での学びを通じて製菓衛生師国家資格取得及び次にあげる能力等を習得することを目標とします。
- ①社会人基礎力を有し、職業人として必要な礼儀及び規範やモラルを守ることのできる能力を養う。
- ②製菓製パンに関する知識及び専門的技術を有し新たな製品を生み出す総合的実践力を養う。
- ③製菓実習を通じて、講義で学んだ知識を生かし製菓衛生師としての基本技術、器具等の取り扱い、菓子等の製造過程全体の基本技術を修得し、職場において自分の役割を認識理解しチームワークを大切にして互いに高め支えあえる関係性を築ける能力を養う。
- ④目標に向かい粘り強く取り組む事ができ、心身ともに健康管理ができる能力を養う。
- ○所定の教育課程を履修し、その全科目を修得、出席日数が標準出席日を満たし、学納金が指定期日までに納入されていることを定めている。
 - ・出席時間が3分の2に満たない者については、当該科目の定期学力考査を受験できない。また、製菓衛生師法の法定時数を満たない者は当該科目の定期学力考査を受験できない。いずれの場合も、当該科目履修の認定はされない。
 - ・実習科目の出席時間数が5分の4に満たない者については、当該科目の定期学力 考査を受験できない。その場合、当該実習科目履修を認定しない。
 - ・卒業の認定は、審議のうえ学校長が行う。
 - ・次の各項を全て満たしている場合は卒業を認定する。
 - (1) 本校の所定の教育課程を履修し、その全科目の単位を修得していること。
 - (2) 出席日数が標準出席日数を満たしていること。
 - (3) 学納金が指定期日までに納入されていること。
 - ・前項のいずれかを欠く場合は、卒業判定会議で審議のうえ、学校長が卒業または 原級留置等の措置決定する。
- ○これらの規定等を満たした者に対して、「専門士」の称号を授与する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法

https://www.gotogakuen.ac.jp/chisen/info

様式第2号の4-②【4】財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4 -①を用いること。

学校名	智泉福祉製菓専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法		
貸借対照表	https://www.gotogakuen.ac.jp/info		
収支計算書又は損益計算書	https://www.gotogakuen.ac.jp/info		
財産目録	https://www.gotogakuen.ac.jp/info		
事業報告書	https://www.gotogakuen.ac.jp/info		
監事による監査報告(書)	https://www.gotogakuen.ac.jp/info		

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分	·野	課程名	課程名 学科名				専門士		高度専門士	
教育社	:会福祉	専門	介護福祉士学科				\bigcirc			
修業	昼夜	全課程の修	了に必要な総		開設	して	こいる授業	美の利	重類	
年限	生仪	授業時数又に	は総単位数	講義	演習	瓜豆	実習	実	験	実技
2年	昼	出人	2066 時間 立時間/単位	単位時間 1490/単 位	単位昨 120/草		単位時間 456/単位 2066 単	0,	工時間 /単位 七月月	単位時間 0/単位 単 位
生徒総	定員数	生徒実員	1時間/単位 うち留学生績	<u> </u> 数 専任	教員	数	兼任教	•	1	教員数
	160 人	46 人	46人 19人 5人 8人		8人		13 人			

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)

(概要)

- ○授業方法及び内容
 - ・授業科目ごとに授業計画書(シラバス)を本校所定様式にて作成している。
 - ・記載項目としては「科目名」「授業形態」「単位・時間」「開設学期」「担当教員」「到達目標」「授業概要」「テキスト」「成績評価方法」を設定している。
 - ・作成は担当教員が作成をすることなっており、入学時に各学科に冊子として整理して「新入生オリエンテーション」」にて学生へ配布をして説明を行っている。
- ○年間の授業計画
 - ・入学時、進級時に学生へ1年間の計画表を提示し配布をしている。内容としては 学校及び学科の年間行事計画、実習期間及び講義開始日、修了日、技術試験、定 期試験の日程等である。

成績評価の基準・方法

(概要)

○学習評価については、シラバスに記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科目の学習評価の評価を行い、これに基づき単位の授与又は履修の認定を行っている。

- ○授業科目の学修成果の評価に係るものとしては、本校では「教務に関する規則第 2章考査及び評価」として定めている。
- ○概要については下記のとおりである。なお規定については、学生便覧に掲載をして おり、入学時に配布を行い「新入生オリエンテーション」にて説明を入学生に対し 行い周知を図る。
 - ・年2回(前学期・後学期)定期考査または技術考査を実施する。
 - ・追試験の評価は定期考査の評価に準ずる。
 - ・再試験を実施した場合の合格基準を60点以上とし、評定をCとする。
 - ・評価は100点法で行う。
 - ・評定は下の表による。

試験区分 評価点	定期考査
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	В
60 点以上 70 点未満	С
60 点未満	D

卒業・進級の認定基準

(概要)

概要)

- ○卒業・進級の認定基準については、「教務に関する規則第5章進級及び卒業の認定」 として定めている。
- ○概要については下記のとおり。
 - (1) 進級の認定
 - ・第1年次の所定の教育課程を履修しその全科目を修得していること。
 - ・出席日数が年間出席すべき日数を満たしていること。
 - ・第1年次の学納金が指定期日までに納入されていること。
 - (2) 卒業の認定
 - ・所定の教育課程を履修し、その全科目を修得していること。
 - ・出席日数が標準出席日数を満たしていること。
 - ・学納金が指定期日までに納入されていること。

学修支援等

(概要)

- ○本校では担任及び副担任制をとっている。
- ○毎日の出席状況等も鑑み、学生に対して下記のよう取組を行っている。
 - ・入学生、在校生に対して担任より個人面談を実施する。
 - ・登校時、下校時にはSHRを実施し、学生の出席状況や健康状態を把握すると 共に、欠席・遅刻・早退が続いた場合には個人及保護者への状況確認を行う。
 - ・常勤教員だけではなく、非常勤講師からの情報共有に努め、授業中の態度や表情 等に気を配る。
 - ・定期試験前には、学生の家庭学習状況を確認し学習計画の確認や改善を行い必要 であれば、保護者を交えての指導を行う。
 - ・休学、退学に際しては、事前に3者面談を行う。

卒業者数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11 人	0人	11 人	0人
(100%)	(%)	(100%)	(%)

(主な就職、業界等)

- ○主な就職分野は福祉医療分野。
 - ・令和6年度は卒業生11名が大分県内就職をした。
 - ・国家試験の合格率は100%を達成している。
 - ・具体的な就職先は下記のとおりである。

清流苑・新別府病院・ケアハウス豊友館・みずほ学園・しきどの家 他

(就職指導内容)

就職指導については「進路指導に関する規則 第2章就職」として定めている

(主な学修成果(資格・検定等))

介護福祉士国家資格取得 卒業生 11 人 (令和 6 年度 合格率 100%)

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
35 人	6 人	17.1%

(中途退学の主な理由)

家庭の経済的事情、進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ○中途退学の理由は、成績不振および家庭の経済的理由である。
- ○成績不振については、日々の学校生活において個別指導を行う。
- ○内容としては、下記のように取組を行う。
 - ・担任が学生と個別面談を実施し、状況を把握する。
 - ・欠席、遅刻、早退が続く場合は、保護者へ状況確認等をする。
 - ・必要に応じ、保護者との3者面談を行い、学校管理下及び家庭での情報を共有する。
- ○家庭の経済的理由に対しては、保護者からの早めの相談をしやすい環境づくりと 共に、奨学金制度や貸付制度の案内等も行う。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分	野	課程名	学科名			専門士		高度	専門士	
徫	生	専門	製菓製	リパン学科	斗		\circ			
修業	昼夜	全課程の修	了に必要な総		開設	けて	ている授業	美の種	重類	
年限	生仪	授業時数又は	は総単位数	講義	演	習首	実習	実	験	実技
2年	昼		1890 時間	単位時間 840/単位	単位F 60/		単位時間 990/単位		工時間 /単位	単位時間 0/単位
		単位	単位時間/単位				1890 単	单位用	寺間/	/単位
生徒総	定員数	生徒実員	うち留学生	数 専作	£教員	数	兼任教	員数	総	教員数
	160 人	30 人	0	人	3	人		9人		12 人

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)

○授業方法及び内容

- ・授業科目ごとに授業計画書(シラバス)を本校所定様式にて作成している。
- ・記載項目としては「科目名」「授業方法」「回数」「開設学期」「担当教員」「到 達目標」「授業内容」「教科書」「成績評価方法」を設定している 作成は担当教員が作成をすることなっており、入学時に各学科に冊子として整理 して「新入生オリエンテーション」」にて学生へ配布をして説明を行っている。

○年間の授業計画

・入学時、進級時に学生へ1年間の計画表を提示し配布をしている。内容としては 学校及び学科の年間行事計画、実習期間及び講義開始日、修了日、技術試験、定 期試験の日程等である。

成績評価の基準・方法

(概要)

- ○学習評価については、シラバスに記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科目の学習評価の評価を行い、これに基づき単位の授与又は履修の認定を行っている。
- ○授業科目の学修成果の評価に係るものとしては、本校では「教務に関する規則第 2章考査及び評価」として定めている。
- ○概要については下記のとおりである。なお規定については、学生便覧に掲載をして おり、入学時に配布を行い「新入生オリエンテーション」にて説明を入学生に対し 行い周知を図る。
 - ・年2回(前学期・後学期)定期考査または技術考査を実施する。
 - ・追試験の評価は定期考査の評価に準ずる。
 - ・再試験を実施した場合の合格基準を60点以上とし、評定をCとする。
 - ・評価は100点法で行う。
 - ・評定は下の表による。

試験区分 評価点	定期考査
80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	В
60 点以上 70 点未満	С
60 点未満	D

卒業・進級の認定基準

(概要)

概要)

- ○卒業・進級の認定基準については、「教務に関する規則第5章進級及び卒業の認定」 として定めている。
- ○概要については下記のとおり。
 - (1) 進級の認定
 - 第1年次の所定の教育課程を履修しその全科目を修得していること。
 - ・出席日数が年間出席すべき日数を満たしていること。
 - 第1年次の学納金が指定期日までに納入されていること。
 - (2) 卒業の認定
 - ・所定の教育課程を履修し、その全科目を修得していること。
 - ・出席日数が標準出席日数を満たしていること。
 - ・学納金が指定期日までに納入されていること。

学修支援等

(概要)

- ○本校では担任及び副担任制をとっている。
- ○毎日の出席状況等も鑑み、学生に対して下記のよう取組を行っている。
 - ・入学生、在校生に対して担任より個人面談を実施する。
 - ・登校時、下校時にはSHRを実施し、学生の出席状況や健康状態を把握すると 共に、欠席・遅刻・早退が続いた場合には個人及保護者への状況確認を行う。
 - ・常勤教員だけではなく、非常勤講師からの情報共有に努め、授業中の態度や表情 等に気を配る。
 - ・定期試験前には、学生の家庭学習状況を確認し学習計画の確認や改善を行い必要 であれば、保護者を交えての指導を行う。
 - ・休学、退学に際しては、事前に3者面談を行う。

卒業者数、進学者数、就職	戦者数(直近の年度の)状況を記載)	
,			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
23 人	0人	23 人	0人
(100%)	(%)	(100%)	(%)

(主な就職、業界等)

- ○主な就職分野は洋菓子分野。
 - ・令和6年度は卒業生23名が就職をした。県外就職としては3名。
 - ・国家試験の合格率は100%を達成している。
 - ・具体的な就職先は下記のとおりである。

株式会社ニューオータニ九州・株式会社菊家・株式会社シャトレーゼ 他

(就職指導内容)

就職指導については「進路指導に関する規則 第2章就職」として定めている

(主な学修成果(資格・検定等))

製菓衛生師国家資格取得 卒業生 23 名 (令和 6 年度 合格率 95.6%) 国家試験受験者は卒業生 23 名

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
37 人	3 人	8.1%

(中途退学の主な理由)

家庭の経済的事情、進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ○中途退学の理由は、成績不振および家庭の経済的理由である。
- ○成績不振については、日々の学校生活において個別指導を行う。
- ○内容としては、下記のように取組を行う。
 - ・担任が学生と個別面談を実施し、状況を把握する。
 - ・欠席、遅刻、早退が続く場合は、保護者へ状況確認等をする。
 - ・必要に応じ、保護者との3者面談を行い、学校管理下及び家庭での情報を共有 する。
- ○家庭の経済的理由に対しては、保護者からの早めの相談をしやすい環境づくりと 共に、奨学金制度や貸付制度の案内等も行う。

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
介護福祉士	200,000 円	480,000 円	430,000 円	その他は施設費と実習費
製菓製パン学科	200,000 円	580,000円	420,000 円	その他は施設費と実習費
	円	円	円	
	円	円	円	

修学支援(任意記載事項)

介護福祉士学科

・指定校推薦生 入学金 100,000 円免除

·特別奨学生 入学金 100,000 円免除

・ 製菓製パン学科

・指定校推薦生 入学金 150,000 円免除・特別奨学生 入学金 170,000 円免除

1年次学納金 100,000 円免除 2年次学納金 100,000 円免除

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

https://www.gotogakuen.ac.jp/chisen/info

学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)

【基本方針】本校が実施した自己評価結果を学校関係者評価委員が評価することで、自己評価結果の客観性・透明性を高め、学校運営や教育活動の課題について助言を得ることで、広い視点で改善を図ることを基本方針とする。

【構成】関連業界等関係者、卒業生、保護者、教育に関し知見を有する者、地域住民等の中から 2 名以上で構成する。

【評価項目】「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された項目を基本として学校が自己評価をした結果を評価する。

【評価結果の活用】学校関係者評価結果を、学校長に報告し、学校長は教職員に報告し、 改善策を検討する。また、理事会に報告を行い、ホームページ等で公表することとする

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
介護分野代表	2025年4月1日から	業界代表
	2027年3月31日	
製菓分野代表	2024年4月1日から	業界代表
	2026年3月31日	
쓰나-BBM 성자(교사-B &) +		

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

https://www.gotogakuen.ac.jp/chisen

第三者による学校評価(任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

https://www.gotogakuen.ac.jp/chisen

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、 当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H144310000307
学校名 (○○大学 等)	智泉福祉製菓専門学校
設置者名 (学校法人○○学園 等)	学校法人 後藤学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
※括:	支援対象者数 弧内は多子世帯の学生等(内数) ※家計急変による者を除く。	13人(-)人	12人(-)人	13人(一)人
	第I区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	(一人)	(一人)	
内 訳	第Ⅲ区分	一人	一人	
μ/	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第IV区分(理工農)	人	人	
	第IV区分(多子世帯)	人	人	
	区分外(多子世帯)	人	人	
	家計急変による 支援対象者 (年間)			0人 (0) 人
	合計 (年間)			13人 (一) 人
(備考))			

※本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第2項第 1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第I区分、第II区分、第II区分、第IV区分(理工農)とは、それぞ れ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第2号イ〜ニに掲げ る区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2.	前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受け
た者	行の数

	(1)	偽りその他を	不正の手段により	授業料等減免	又は学資支給金	念の支給を受け	けたことによ	り認定の耳	反消
Ì	を受	けた者の数							

年間	0人

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専 攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含 む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のもの に限る。)		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確 定	人	0人	0人	
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人	
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	人	0人	0人	
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人	
計	人	0人	0人	
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		高等専門:	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、 高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2 年以下のものに限る。)				
年間	人	前半期	0人	後半期	0人		

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

- 3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数
- (1) 停学 (3月未満の期間のものに限る。) 又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専 攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含 む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のもの に限る。)		
	年間	前半期	後半期	
GPA等が下位4分の1		0人	0人	

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	ナロMの七学学	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専 攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含 む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のもの に限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。